

様式第4のホ（第4条、第5条関係）

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

[illegible]

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「直埋設」とは、地下貯蔵タンク（二重殻タンクを含む。）をタンク室以外の場所に設置する方法（地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面に設置する方法を除く。）をいう。

3 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第13条第2項第2号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第1号ロに掲げる措置を講じたものをいう。